

選挙のつぼ Part2

選挙の七つ道具

「弁慶の七つ道具」ならぬ「選挙の七つ道具」をご存じでしょうか。

一定の選挙運動を行うためには選挙管理委員会が交付する標札、表示板その他の物品が必要とされており、これらは無料で交付されます。

これらを公営物といい、選挙事務所の標札、選挙運動用自動車(船舶)表示板、選挙運動用拡声機表示板、自動車・船舶乗車(船)用腕章、選挙運動員用腕章・街頭演説用標旗および個人演説会立札等表示板があり、これらを俗に「選挙の七つ道具」と呼んでいます。



得票に一票未満の端数があるのは？

選挙結果の発表をみると、ときどき得票数に小数点がついていることがあります。これは、「按分(あんぶん)」という仕組みの結果なのです。

例えば、福井太郎と福井次郎という候補者があった場合、「福井」とだけ書いた投票はどちらの候補者を書いたのかわかりません。こうした投票があった場合に、それぞれの候補者の得票数に応じて分けることを「得票の按分」といい、このため得票数に小数点がつくことがあるのです。

これは、政党等に対する投票でも、同一の名称または略称がある場合に起こります。

